

永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年8月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第15号

永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成24年永平寺町条例第28号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「520円」を「530円」に「260円」を「270円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。